

## 重要事項説明書

### 1. サービス付き高齢者向け住宅の名称及び所在地

名 称	サービス付き高齢者向け住宅 心		
所 在 地	(〒350-0226) 埼玉県坂戸市本町 1 番 13 号		
電話番号	049-280-8856	FAX 番号	049-280-8857
交通手段	東武東上線 坂戸駅から徒歩 5 分		
建物権限	賃借権		

### 2. サービス付き高齢者向け住宅を行う者

商 号	有限会社 間 坂		
住 所	(〒350-0226) 坂戸市本町 2 番 13 号		
電話番号	049-280-8856	FAX 番号	049-280-8857
ホームページ			
代 表 者	清水律子		

### 3. サービス付き高齢者向け住宅の規模、概要

住 宅 戸 数	登録申請対象戸数 50 戸								
居住部分の設備	住棟番号	床面積	便所	洗面	浴室	台所	収納	住戸数	家賃(円)
	A タイプ	18.00 m <sup>2</sup>	○	○	×	×	○	17	45,000
	B タイプ	18.00 m <sup>2</sup>	○	○	×	×	○	33	50,000
共同利用設備	設 備		整備箇所						床面積
	浴 室 (脱衣室含)		8 箇所(1,2,3,4 階)						102.84 m <sup>2</sup>
	食 堂		1 箇所 (1 階)						99.16 m <sup>2</sup>
	洗濯室		3 箇所 (2,3,4 階)						18.57 m <sup>2</sup>
	トイ		6 箇所 (1,2,3,4 階)						27.83 m <sup>2</sup>
構 造	鉄骨造 地上 4 階建								
加齢対応構造等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■登録基準に適合している</li> <li>■エレベーターを備えている</li> <li>■緊急通報装置を備えている</li> </ul>								
開設年月日	2015 年 5 月 1 日								
登 録 番 号	130051								
入居契約の別	賃貸借契約								
入居者の資格	次の①または②に該当する者である ① 単身高齢者世帯 ② 高齢者+同居人 (配偶者/60 歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている 60 歳未満親族/ 特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者) (「高齢者」とは、60 歳以上の者または、要介護認定若しくは要支援認定を受けている者をいう)								

#### 4. 賃料等（非課税）

家賃	Aタイプ（18.00㎡） 便所・洗面・収納設備あり	45,000円
	Bタイプ（18.00㎡） 便所・洗面・収納設備あり	50,000円
共益費 (光熱水費含む)	Aタイプ、Bタイプ	20,000円
敷金	月額家賃の2ヶ月分	90,000円 ～100,000円

#### 5. 高齢者生活支援サービスの内容

##### ① 基本サービス（入居者が全員受けるサービスです）（消費税別）

状況把握・生活相談サービス 24時間ホームヘルパー2級以上を有する者等が常駐（日中1名、夜間1名）	20,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事や外出等の機会を利用して、毎日少なくとも1回の本人安否確認を行う。</li> <li>・ 日常生活の心配事や悩み事の相談対応、及び医療、介護相談について協力機関を紹介する。</li> <li>・ 各室内の緊急連絡装置により、突発的な事故、体調の急変などの場合に駆けつけ対応する。</li> </ul>	

##### ② 上記以外の生活支援サービス等（選択可能なサービスです）（消費税別）

食事提供サービス	1,500円/日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食費は月単位での請求となります。</li> <li>・ キャンセル等は、前日の15時までにお知らせください。</li> <li>・ 本住宅の厨房で調理いたします。</li> <li>・ 食事時間帯 朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00 (食事提供場所：食堂または各居室)</li> </ul>	(内 訳) 朝食 400円 昼食 500円 夕食 600円

その他のサービス	基本サービス費に含む
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅配便、郵便物対応、来訪者の受付、不在時対応をいたします。</li> <li>・ 指定日にゴミ出しを行います。</li> </ul>	

#### 6. 高齢者生活支援サービスの連携

事業者	
住所	
電話番号	
連携内容	

#### 7. サービス付き高齢者向け住宅と併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設

名称	サービス事業	事業所番号	場所
ケアステーション 心	訪問介護		1階

#### 8. 月額利用料の請求及び支払い方法

##### ① 請求方法

事業者は、料金の合計額の請求に明細を付して、毎月15日までにお客様へ送付します。

- ・ 賃料 翌月分
- ・ 共益費 翌月分

- ・ 基本サービス 翌月分
- ・ その他のサービス 前月分

② 支払い方法

事業者は、その集金をりそな決済サービス株式会社に委託し、お客様は、本契約と同時にりそな決済サービス株式会社の集金代行サービスの申込みを行うものとします。

料金の引落としは、お客様の金融機関の口座から毎月 28 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に行います。

集金代行サービスの申込みが最初の支払いに間に合わない場合、お客様は、速やかに事業者が指定する口座に振り込むものとします。なお、振込手数料はお客様負担とします。

9. お客様からの苦情に対応する窓口

名 称	サービス付き高齢者向け住宅 心
電話番号	049-280-8856
対応時間	9：00～17：00

公的な苦情相談窓口

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく指導、調査等の権限に基づく相談窓口

名 称	埼玉県福祉部高齢介護課	埼玉県都市整備部住宅課
電話番号	048-830-3254	048-830-5562
対応時間	8：30 ～ 17：15（平日）	8：30 ～ 17：15（平日）

消費者契約法に基づく相談窓口

名 称	埼玉県消費生活支援センター川越	坂戸市消費生活センター
電話番号	049-247-0888	049-283-1331
対応時間	9：00 ～ 16：00（平日）	9：00 ～ 15：30 （火曜除く平日）

10. 契約の解除

以下に該当する場合には、入居契約を事業主体（貸主）から解除する場合があります。

- ① 入居申込みに際して契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により契約したとき
- ② 家賃、共益費等を正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- ③ 普通建物賃貸借契約第 3 条、第 9 条の規定に違反したとき

11. 留意事項

- ① 建物内住居及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って使用して下さい。
- ② 建物内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。
- ③ 住宅正面入口はオートロックとなっております。
- ④ 長期外泊時は、管理人へご連絡ください。
- ⑤ 介助による入浴の際は、共用浴室の利用時間を事前にお知らせください。
- ⑥ 共用キッチンの利用については、事前にお知らせください。
- ⑦ ゴミ出しサービスについて、住居へ回収に何う日時は別途指定させていただきます。
- ⑧ 排泄用品や消耗品等の廃棄については、別途廃棄料金が発生することがあります。
- ⑨ 入居時は、総合保険（損害保険・個人賠償責任保険・地震保険等）にご加入いただきます。
- ⑩ 高齢者生活支援サービスは、介護保険によるサービス提供ではありません。必要な介護保険サービスについては、別途、介護保険事業者を選定の上、ご利用ください。（介

